

学校感染症に罹患した場合の取り扱いについて

学校での集団生活において、感染性疾患が蔓延しないように「学校において予防すべき感染症」以下「学校感染症」が定められています。学校感染症に罹患し、医師の診断を受けた場合は出席停止となりますので、速やかに学校にお知らせください。治癒後、登校する際に、学校へ提出する届がありますが、感染症ごとに様式が異なりますのでご確認ください。

〈学校感染症の種類と出席停止期間〉

分類	感染症名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型コロナウイルス感染症	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、頸下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶたになる)まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等)	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

各種手続き、対応等

〈学校への連絡〉

○学校感染症に罹患または罹患した疑いがある場合は、速やかに学校へご連絡ください

〈書類等の提出〉

○治癒後、登校する際に、登校に支障がないことおよび感染の恐れがないことを確認のうえ、感染症の種類ごとに以下の書類の提出をお願いいたします。

○インフルエンザの場合

インフルエンザ受診証明書等書類の提出は必要ありません



○インフルエンザ以外の感染症の場合

意見書をご提出ください。（医療機関で配布）

麻しん（はしか）、風しん、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、

結核、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症

（O157、O26、O111 等）、急性出血性結膜炎、侵襲性膿膜炎菌感染症（膿膜炎菌性膿膜炎）

登校届をご提出ください（ダウンロードもしくは学校で配布）

溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病およびヘルパンギーナ、伝染病紅斑（りんご病）、ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）、帯状疱疹、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹、頭ジラミ